

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和2年11月10日（火）午後1時 議場

出席委員（6名）

（委員長）今 城 雅 子

岡 村 英 治 尾 沢 三 夫 中 田 利 幸 前 原 茂
矢 倉 強

欠席委員（2名）

（副委員長）三 嶋 秀 文 遠 藤 通

説明のため出席した者

【経済部】杉村部長

〔経済戦略課〕若林次長兼課長 宮本企業立地推進室長 津村企業立地推進室主事

【文化観光局】岡参事兼局長

〔観光課〕田仲課長補佐兼観光戦略担当課長補佐 桑本担当課長補佐

〔スポーツ振興課〕深田課長 成田課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐

高田スポーツ振興担当係長 久城スポーツ振興担当主事

〔文化振興課〕下高課長 大野原課長補佐兼文化振興担当課長補佐 原文文化財室長

【都市整備部】隠樹部長

〔建設企画課〕伊達課長

〔都市整備課〕北村課長 伊澤公園街路担当課長補佐

〔道路整備課〕山浦次長兼課長 渡邊課長補佐兼道路改良担当課長補佐

古田排水路維持担当係長

〔建築相談課〕湯澤次長兼課長 神門課長補佐兼建築審査担当課長補佐

〔住宅政策課〕池口課長 潮課長補佐兼市営住宅担当課長補佐

【水道局】細川局長

〔計画課〕金田副局長兼課長 長澤計画推進担当課長補佐 濱田計画推進担当係長
大東計画推進担当係長

〔総務課〕伊原次長兼課長 湯崎課長補佐兼財務担当課長補佐

吉儀課長補佐兼契約管財担当課長補佐

〔浄水課〕松前次長兼課長

〔施設課〕石田課長

出席した事務局職員

土井次長 森井議事調査担当局長補佐 先灘調整官

傍 聴 者

石橋議員 稲田議員 奥岩議員 戸田議員 又野議員

報道関係者3人 一般3人

報告案件

- ・米子市水道事業経営戦略（案）について〔水道局〕
- ・道路整備評価（優先順位判定）基準について〔都市整備部〕

- ・「米子市建築物等の適正な管理に関する条例（仮）」の概要説明〔都市整備部〕
- ・市営河崎住宅の長寿命化改修について〔都市整備部〕
- ・指定管理者候補者の選定結果について（都市整備課）〔都市整備部〕
- ・米子インター周辺工業用地の分譲企業の選定結果について〔経済部〕
- ・第2回鳥取県・米子市新体育館整備検討委員会の検討状況について〔経済部〕
- ・指定管理者候補者の選定結果について（観光課）〔経済部〕
- ・指定管理者候補者の選定結果について（スポーツ振興課）〔経済部〕
- ・指定管理者候補者の選定結果について（文化振興課）〔経済部〕

~~~~~

### 午後1時00分 開会

○**今城委員長** ただいまから、都市経済委員会を開会いたします。

遠藤委員及び三嶋委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

本日は、お手元に配付しております資料のとおり行いますので、よろしく願いいたします。

本日は当局から10件の報告がございます。

初めに、水道局から1件の報告がございます。

米子市水道事業経営戦略（案）について、当局からの報告をお願いいたします。

長澤計画課計画推進担当課長補佐。

○**長澤計画課計画推進担当課長補佐** 経営戦略（案）について説明申し上げます。まず、経営戦略策定に至る経緯ですけれども、総務省指導の下、将来にわたり安定的で経営サービスが継続できるよう財政マネジメントを向上させるため、令和2年度中に全ての公営企業が経営戦略を策定することを推奨する旨が通知されました。本市水道事業では水道ビジョンの策定により将来の方向性を定めておりましたが、水道施設等の老朽化が予想以上に進んでいることで、緊急性を持った事業量が増大していることや、人口減少に伴う給水収益の低下が著しいことなどを鑑み、経営面に特化した戦略として、中長期的な取組が必要であることを認識し、このたびの策定となりました。

そして、概要について説明いたします。水道事業と工業用水事業がありますので、水道事業のほうから説明いたします。

全面的に基本スタンスとして既に策定済みである水道ビジョンを見直し精査した上で、財政面に焦点を当てた内容としています。お手元の資料の2ページから4ページでは水需要、施設や管路についての現状と課題を記載しており、5ページから7ページでは財政の状況と取組について記述しています。その中で給水収益に関しましては、人口に比例した著しい減少が見られています。8ページから10ページの投資計画では投資の種類を大まかに水源施設と管路に分類し、ビジョンで示している事業計画を見直しながら、この先10年間における事業を可能な限り平準化させた計画としました。また、インフラの強靱化という不可欠な事業の中であっても、ダウンサイジングや経費削減を行う取組としています。11ページからの財政計画ですけれども、給水収益の推移を予測しております。また、財政計画に必要な条件設定を記載しております。特に、水道ビジョンにおいても令和6年

に収益的収支において純損失が発生すると予測しています。そのため、令和7年に料金改定を行う設定としておりますけれども、これについては、今後事業の見直しと精査、組織体制の見直しなどの経営努力を継続しながら詳細な時期や改定率の検討を行っていきます。以上の条件設定と投資計画を基にした財政計画シミュレーションを15ページから16ページに示しております。17ページでは今後の体制の在り方と経営戦略策定後のローリングについて記述しています。

続きまして工業用水事業の戦略ですけれども、1ページ目に施設の概要を簡単に説明させてもらっています。2ページ目からは現状を記述しています。この工業用水は1事業所限定によって最低使用水量を契約するという形で運営していましたが、その事業所の事業内容変更によって用水廃止届が提出されたため、令和元年8月から収益がゼロとなりました。供給先がなくなった状態であっても、施設の維持をしなければならないため、どのような維持管理をしていくかというのを3ページで記述しております。今後この施設の在り方については、関係機関と協議を重ねながらできるだけ早い時期に方針の決定をしていきたいと考えております。以上が概要の説明となります。

**○今城委員長** 当局からの報告は終わりました。委員の皆様への質疑、御意見を求めます。岡村委員。

**○岡村委員** それでは何点かお伺いしたいというふうに思うんですけども、一応、この出された資料によってお聞きしたいと思うんですけども、最初に7ページのところで、下段に組織体制のところが書いてあって、ここに50から54歳、55歳から59歳、こういったところの熟練職員の大量退職時期を数年後に控えているというふうなところについて、これからどういうふうに対応されていくのか、ということについてお聞きしたいと思うんですけども、とりわけ、13ページ、14ページのところに書いてあります人件費の抑制と組織体制の点、この14ページのグラフなんかを見ますと、数年後には再任用とか定年延長者によって賄っていくというふうなところというのが、このグラフからは見えると思うんですけども、そういったところで、それに対して新規採用というのは、1名ないし2名となっているんですけども、そういった点で技術の継承というのはしっかりできるのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。以上です。

**○今城委員長** 伊原次長。

**○伊原水道局次長兼総務課長** 御質問の回答ですけども、今後数年間で60歳を超える職員といたしますが、おっしゃいますとおり大量に発生いたします。60歳を超えた後には再任用ですとか、現状ではまだ未確定ではありますが定年延長となる職員という形になります。当面の間は、その方々の力をお借りしまして必要最小限の新規採用により労働力、技術力、サービス、これらの低下を招くことなく事業を継続していく。そういった形を考えております。ただこの計画期間の後半のほうでは、トータルの総職員数が減少することとなります。そこからは、民間の力をお借りすることも視野に入れております。ただしこの場合、メリットとかデメリットですとかを十分調整・検証した上、技術力とかサービス力とか、そういったところの低下を招かないように細心の注意を図りながら検討していきたいと考えております。

**○今城委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 14ページのグラフを見ましても、職員の体制、数ですね、これが令和2年

度の倍の112人、それが令和11年度には105人ということで、このグラフから見ると7人ほど減っているというふうに見えますけども、これは先ほど民間とかというふうな形を言及されましたけども、そういった形で補っていくというふうなことで理解していいんでしょうか。

○**今城委員長** 伊原次長。

○**伊原水道局次長兼総務課長** おっしゃるとおりで、会計年度任用職員のお力を借りるということもありますけども、やはりこの計画期間の後半のほうでは民間の力をお借りする。そういったことは当然視野に入れております。

○**今城委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 分かりました。組織体制について、ちょっと気になったものですからお聞きしました。それとあと1点お伺いしたいんですけども、これは5ページに書いてある一番上の行で、収益全体の80%以上を水道料金給水収益で賄っていると、いうふうに書いてございますけども、この80%以上というのは、大体、例えば他市と比べてどういうふうな状況なのか、80%というのは多いのか少ないのか、そういった点というのは分かりますでしょうか。

○**今城委員長** 湯崎総務課長補佐。

○**湯崎総務課長補佐兼財務担当課長補佐** 御存知のように、水道事業におきましては、水道料金収入が主なものとなってございます。米子市の場合におきましては、その他の収入としましては、新規の給水契約、新設ですね、新築のお宅を造られるなどの加入者納付金というものもございます。これも全国的なものでございますけども、全てのその他の事業体と正確に比較はしておりませんが、おおむね他の事業体も米子市と同様な料金の割合となっておりますので、水道料金が全体収入の8割程度になっておるものと思っております。

○**今城委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** こういった財源構成について、他市と比較していくといったことについても、これからの財政運営を考えていく場合、重要だと思いますので、できましたら、そういったものの比較できるものというものを資料として提供していただきたいと思うんですけども、委員長よろしくお取り計らいお願いしたいと思うんですけども。

○**今城委員長** いかがでしょうか、資料提供を。

細川水道局長。

○**細川水道局長** 後日提出させていただきたいと思っております。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。ないようですので本件については終了いたします。

都市経済委員会を暫時休憩します。

**午後1時12分 休憩**

**午後1時13分 再開**

○**今城委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部から4件の報告がございます。初めに、道路整備評価（優先順位判定）基準について、当局からの報告をお願いいたします。

山浦都市整備部次長。

**○山浦都市整備部次長兼道路整備課長** それでは道路整備評価（優先順位判定）基準について説明をいたします。今まで道路整備を行う事業を選定する過程とか理由とかが見えにくいという御意見がございました。この基準は道路の整備について、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として作成をいたしました。

この主な考えといたしまして、要望から実施に至る過程を明らかにすること、整備の必要性を数値化することにより適正な選定を行うこと、米子市全域の均衡が取れた整備を行うことを目的としております。整備の種類といたしましては、舗装事業、改良事業、側溝整備等を想定しております。ただし、入札にかけない通常維持補修の範疇であります道路照明塔やカーブミラーの設置、舗装の部分的な修繕など、こういうものはこの基準を適用いたしません。

要望については、4ページを御覧ください。4ページの様式第1号をもって提出していただきます。それから、関係者の同意については、できるだけ同意の取得をしていただきたいと思っておりますけれども、同意が困難な場合は米子市も一緒になり同意取得に取り組むことにしております。事業用地の取得についてでございますけれども、整備に必要な用地は市による買収を基本といたします。ただ今までどおり用地の寄附をいただける事業があれば、寄附ができることを申し出てくださいということも考えております。

続きまして、評価の実施でございますけれども、6ページを御覧ください。評価の対象でございますけれども、毎年度の9月末までに要望された道路について、その翌年以降に毎年、整備の対象として評価をいたします。評価の実施でございます。評価項目は7ページに挙げております。道路諸元、現況がどのような道路であるかというようなことや、改良の必要性、交通量、排水設備の状況、通学路であるかというようなことを想定しております。実現性といたしまして、地元同意があるかということと用地の確保ができていくかどうかということなどで評価をいたします。

それぞれの事業により、8ページから10ページに評価項目を挙げております。5年を経過した要望は、市により確認を行いますので、引き続き要望される場合は、改めて要望の提出をしていただくようになります。事業の実施でございますけれども、交通量や危険度だけで考えれば市街地に事業が集中することが考えられますので、事業の公平性として、米子市を5つのブロックに分け、それぞれのブロックの中で点数の高い事業を選択して行っていくように考えております。

この基準は、令和3年4月1日以降に評価を行うということにしておりますけれども、これまでに提出された要望につきましては、令和3年4月1日以降に出された要望と同じ取扱いにさせていただいて評価をすることにしております。またこれまでに着手した事業は継続事業として事業完成まで行うこととしており、この制度で順位づけをし予算をつけ実施するのは、令和4年度からということになります。

今後のスケジュールでございますけれども、今月の自治連合会の定例会で同じような説明をさせていただき、ホームページに概要を載せまして、令和3年4月1日よりの基準の適用をしたいというふうに考えております。説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局からの報告は終わりました。委員の皆様の質疑、御意見を求めます。  
前原委員。

**○前原委員** ちょっと教えていただきたいのは、この目的なんですけれども、各自治会のほ

うから要望が毎年あると思うんですけども、これに基づいて今までもやってきたと思うんですけども、このような明確な順位づけというのは、されていなかったということなんですか。

○**今城委員長** 山浦次長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** これまでも同じような基準ではやっていたんですが、明確にしていなかったという部分もありますので、それが非常に分かりにくく、明確ではないというような御意見もいただいていたわけですけども、シミュレーションで現在出てきている要望等をこの基準によって点数をつけてみていますけども、事業選択についてはほぼこのような順位になっているというふうに思っております。

○**今城委員長** ほかにありませんか。

岡村委員。

○**岡村委員** 来年度からこういった形で要望というものを見える化していくというふうなことだと思うんですけども、こういった制度、基準をもって、こういった形で評価されているといった自治体とか、そういうものというものはあるのでしょうか。

○**今城委員長** 山浦次長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** ほかにありまして、先進地としましては、宇部市等とかが先行してやっておられるとか、その他かなりの数の自治体がこういったものをしておられるという実態がありまして、それを確認して参考にさせていただきながら、この制度を作成したところでございます。

○**今城委員長** 矢倉委員。

○**矢倉委員** ついでですけどちょっと伺っておきますけども、以前からずうっと話していたことなんですけども、道路に対して寄附採納した土地のことについて伺いたいと思うんですけども、1メートル80のところだと、1メートル10をお互いがセットバックして建築することにして4メートルにしているわけですけども、これを以前はそのままにしておいたことから、道路を拡張するときに様々な問題が生じておったわけで、これを少々お金がかかっても市のほうが登記をしてしまうということをおっしゃったんですけどそれはどうなってますかいな。

○**今城委員長** 山浦次長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 2項道路とか、市道でもそうなんですけど、センターラインから2メートルというのがセットバックというのがございます。ただそれについては、改良の事業に付随するものかどうかということもございます。この事業につきましては、路線から路線という長いスパン、途中までということではなくて路線から路線というところで捉えておりますので、その間は全て4メートル以上で整備していき用地の取得というか権原も取るというような考えでおります。

○**今城委員長** 矢倉委員。

○**矢倉委員** 寄附採納をされたものを、市のほうが登記しているかどうかということです。それが今までしてないから、相続したりなんかした人たちは自分たちの名義になっておるから、そこで道路にくいを打ったり、いろいろ障害が地元で起きているわけですよ。そのことについて伺っているんです。

○**今城委員長** 山浦次長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 寄附採納をいただいたものについては、登記までしているというふうに思いますが、それを逃れたものが出てきた場合や発見された場合には、それぞれ交渉して用地を寄附していただくような交渉をするようにいたしております。

○**今城委員長** 矢倉委員。

○**矢倉委員** 例えば登記したとしても、しているの、もう1回はつきり聞いてみるけど、寄附採納された道路については、市のほうに登記替えしているわけですか。

○**今城委員長** 山浦次長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 寄附採納された用地について、登記が済んでいるものについては、米子市が権原を取得しているものというふうに思っております。

○**今城委員長** 矢倉委員。

○**矢倉委員** 寄附採納されたものについては、きちんと市のほうに登記替えするかということ、しているのかということです。

○**今城委員長** 山浦次長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 寄附の申出があつて、寄附採納されたものについては、登記替えをするようにしております。

○**今城委員長** 矢倉委員。

○**矢倉委員** 登記替えをしているということはそれはいいんだけど、した場合に例えば、されたところには優先的に舗装してしまうとか、何かをしていかないと、見てみると、芝を植えたり木を植えたりするんですね。そういう家庭がかなり多いんですよ。ですからその辺は、寄附採納されたらきちんと舗装をしてしまうというふうにしたほうがいいと思うけど、今でもそれが目につく。市の土地としてきちんと道路として管理していますか。

○**今城委員長** 山浦次長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 登記替えがされたものについては、適正な管理をしているというふう考えております。

○**今城委員長** 矢倉委員。

○**矢倉委員** 私は長い間、自治会長をしているわけだから、いろんなところも見ているわけだから、そういう問題がずうっと起きているわけだ。いざトラブルになったら大変な問題なるこれが、それをやっぱりきちんとして登記替えしたら、きちんと先行投資してもいいから舗装をしてしまうというふうにしていかないと、同じことが繰り返されてきている。恐らくそれは分かっていると思うんだ、いろいろトラブルも起きているから。その点を指摘しておきたいと思います。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。ないようですので本件については終了いたします。

次に、米子市建築物等の適正な管理に関する条例（仮）の概要説明、当局からの報告をお願いいたします。

湯澤都市整備部次長。

○**湯澤都市整備部次長兼建築相談課長** それでは令和3年3月定例会に議案の上程を予定しております（仮称）米子市建築物等の適正な管理に関する条例の案の概要につきまして、御説明させていただきたいと思います。事前にお配りしております資料に沿って御説明させていただきたいと思います。

まず1の条例制定の趣旨についてでございます。大きく2点ございますが、1点目が①の建築物に附属しない塀の適正な管理でございます。建築基準法の適用の対象となっております建築物に附属する塀につきましては、法律の規定に違反した場合には、法律に基づく処分の規定がございますが、建築基準法の適用の対象となっていない建築に附属しない塀につきましては、法律の規定がないために倒壊等の危険がありましても、所有者、管理者等が自ら改善しない限りそのまま放置されることとなってしまいます。そこで建築基準法と同様に是正命令、行政代執行といった処分を可能とする規定を条例として創設し、所有者等に適正な管理を求めようとするものでございます。参考といたしまして、裏面の5のその他に、建築物に附属する塀及び附属しない塀のイメージ鳥瞰図を載せております。建築物がございませぬ塀につきましては、建築物と同様な扱いで規定があるわけですが、右側にございませぬ建築物がない敷地の塀につきましては、この規定がないということで、この条例において新たに規定していこうというところでございます。絵につきましては、草原の絵になっておりますけれども、ここは例えば墓地ですとか、駐車場ですとか、建物がないところを思い浮かべていただければいいかなというふうに思っております。

次に表面に返っていただきまして、2点目が②の緊急安全措置でございます。現行の建築基準法では法律の適用の対象となっております建築物・工作物につきましては、法律に基づく是正命令等の措置を取り得る場合におきましても、意見の聴取等、法律に規定された手続には、一定の時間を要しております。しかしながら、市道等の公道への建材の落下など危害が切迫している状況にございませぬは、これに緊急に対応する必要がありますが、現に居住者がおられる建物に関しまして、法律には対処する規定がございませぬので、本市が原因者に代わって対処することを可能とし、措置にかかった費用につきましては、原因者に負担を求めよう規定を条例として創設しようとするものでございます。なお、この緊急安全措置の規定につきましては、建築基準法の適用の対象となっていない建築物に附属しない塀につきましても、対象としていくように考えております。

以上、本条例におきまして現行の法律でカバーされていない部分につきまして、新たに規定を創設することによりまして、市民の安全の確保を図っていこうとするものでございます。

次に、2の条例の名称につきましては、米子市建築物等の適正な管理に関する条例としたいというふうに考えております。

次の3の主な制定内容につきましては、これまでの説明と重複しておりますので、説明は省略させていただきたいと思っておりますが、御確認をお願いしたいと存じます。

次に裏面の4の今後のスケジュールについてでございますが、来月12月にパブリックコメントを実施いたしまして、来年の3月定例会に議案上程をお願いしたいというふうに考えております。説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局からの報告は終わりました。委員の皆様への質疑、御意見を求めます。

前原委員。

**○前原委員** ちょっと教えてほしいんですけども、例題で墓地というのが出たんですけど、集落にある墓地は基本的に、例えば私のほうは崎津のほうなんですけども、例えば角さんという家のお墓がたくさんあって、誰の所有というのがよく分からないんですけども、墓地自体の所有というのが分からない。じゃどこにそれを例えば是正命令を出すのかとか、



意見を聞きに行くのかというのが分からないんですけども、そういう場合はどうされるんですか。

○**今城委員長** 神門建築相談課長補佐。

○**神門建築相談課長補佐兼建築審査担当課長補佐** 土地の所有者が分からないということもございましょうから、その辺につきましては、登記簿ですとか、関係者の方にヒアリングをしたりとか、これを指導するためには必ず特定をしなければいけないので、可能な限り調査をして特定をさせていただくようにしたいと思っております。

○**今城委員長** 前原委員。

○**前原委員** 多分、墓地の利用者がたくさんいらっしゃると思いますので、その方々に全員に通知を出すのか、という考え方でいいんですか。

○**今城委員長** 神門建築相談課長補佐。

○**神門建築相談課長補佐兼建築審査担当課長補佐** 調査の結果、処分対象者だということになりましたら、それが複数名おられましたらば、当然複数名の方にお出しするというところになるかとは思いますが、ただ、そこに至るまでの調査の過程ですとか、というようなところにつきましては、調査を依頼したり、ヒアリングをしたりするという方法が考えられると思います。

○**今城委員長** 前原委員。

○**前原委員** 複数人いた場合ですね、要するにこれは是正命令なので、例えばブロック塀が非常に危険だと、きちっとしなさいということで命令を受けた場合に、きちっと建築をやり直すということになると費用がかかる話になってきて、その中の誰かがうちは納得できないのでやらないと、お金は出さないということになった場合に、それはどうなるんでしょうか。

○**今城委員長** 神門建築相談課長補佐。

○**神門建築相談課長補佐兼建築審査担当課長補佐** 今のところはまだ案の段階でございまして、つまびらかにはお答えすることができませんが、建築基準法などの例によりますと、お金は当然のごとく是正義務者が負担するというところになるかとは思いますが。

○**今城委員長** 前原委員。

○**前原委員** ある程度の方向性というのは決めていただいて、いろんな場合があると思うんですけども、こういう場合も必ず考えられるので、その辺をクリアできるような形でぜひともこの条例を制定していただきたいなと思っておりますので、これは意見ですので、よろしく願いいたします。

○**今城委員長** ほかにはございせんか。

中田委員。

○**中田委員** いいことだと思うんですけど、参考までにですが、市が所有している普通財産なんかの市の持っている所有地の中にこういう該当するような土地というのはあるかないかは調査されているんでしょうか。

○**今城委員長** 湯澤都市整備部次長。

○**湯澤都市整備部次長兼建築相談課長** 今現在、建築相談課のほうで調査している状況にはございせん。おっしゃいますように、市が所有する物件の中にそういうものがあれば、そういうもし危険なブロック塀等があれば、是正していく必要があるかと思っておりますので、

そこはまた庁内で、そういったところがないかということをもた確認をさせていただきます。もし該当するようなどころがあれば、是正する方向でまた所管する部署のほうにまた話をしていきたいというふうに考えております。

○**今城委員長** 中田委員。

○**中田委員** ぜひ、この規定の中で義務規定を創設するというような形で、要は是正に対して、そういったある程度、強制的な力を出すものをつくろうとしているわけですから、大前提としては、市の管理地において、そういったものがないということが前提になってくることだと思いますので、ぜひ調査のほうをよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○**今城委員長** ほかにほございませんか。

岡村委員。

○**岡村委員** 2年前の大阪北部地震でブロック塀が倒れて亡くなるといったことがあつて、危険なブロック塀というふうなことが全国的に問題になったわけですけども、その中で結局、法律が及んでいないところにこういうふうな形でカバーするということだと思つてんですけども、例えば、建築物に附属しない塀の適正な管理という形で、そういったものというのは市内にどの程度の対象物件があるというふうに見込まれているのか。そういったものは、既に把握されているんでしょうか。

○**今城委員長** 湯澤都市整備部次長。

○**湯澤都市整備部次長兼建築相談課長** 先ほどお話がありましたように、大阪の事故がございました以降、市内の通学路、市道、県道の部分につきまして、道路沿いにあるブロック塀につきまして調査を行つてきております。その中で、建築物に附属しないところで見つかりましたものが12件ございました。私どものほうで把握しているのはその数を今把握しているということで、昨日時点の段階で、12件のうち1件については撤去ないし修繕済みということで、あと未改修のものが7件あるというふうにご確認してあります。

○**今城委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** いੱつき危険なブロック塀を撤去したり改修したりした場合、補助とかそういう形で、それに適用されたと思つてんですけども、こういった場合というのもそういったことになるような制度というものはあるんでしょうか。

○**今城委員長** 湯澤都市整備部次長。

○**湯澤都市整備部次長兼建築相談課長** 今、市のほうで創設してありますブロック塀の撤去、改修に關します補助金の制度でございますけども、建築物に附属したブロック塀についてはもちろんでございますけれども、先ほど来からお話してありますような墓地ですとか駐車場ですとか、そういった建築物がないブロック塀につきましても対象としているところでございます。

○**今城委員長** ほかにほございませんか。ないようですので、本件については終了いたします。

次に、市営河崎住宅の長寿命化改修について、当局からの報告をお願いいたします。

池口住宅政策課長。

○**池口住宅政策課長** そうしますと、米子市営河崎住宅長寿命化改善事業について、説明をさせていただきます。説明に先立ちまして、資料のほうの訂正を1点お願ひしたいと思

います。申し訳ありません。資料の大きな2番、アンケート実施及び結果のところ、令和2年4月、8月にエレベーター設置について、49R1としておりますけれども、49R2の間違いでございますので、訂正のほうよろしくお願いいたします。

そうしますと説明のほうに入らせていただきます。米子市営住宅長寿命化計画に基づきまして、河崎住宅の長寿命化を図るため、47R1棟、49R1棟について、改善工事を実施してきました。今回改めまして、今後行う3棟、49R2、50R1、50R2棟につきまして、本市の住宅政策として高齢化の対応やバリアフリー化について、平成30年8月に市営河崎住宅長寿命化事業に関する附帯決議を受けたことを踏まえまして、入居者の意見を改めて伺い方針を決定するものであります。方針決定に先立ちまして、入居者の意見を伺うということで、本年、令和2年4月と8月にエレベーター設置について、今後行う3棟につきまして、入居者に改めてアンケートを執り行いました。アンケート結果については、資料のほうに載せさせておりますけれども、8月のアンケートにつきましては、実際にエレベーターを設置した場合、それぞれの入居者の家賃が幾らになるかということ、変更前、変更後ということでお知らせさせていただいて、アンケートを実施しております。またアンケート結果を踏まえまして、本年9月に49R2、50R1、50R2の3棟の入居者にお集まりいただきまして、実際にエレベーターの設置についての説明をさせていただきました。その中で賛成の方、反対の方、いろいろな方に意見をいただきましたが、これについては資料のほうに記載をさせていただいております。裏面を見ていただきまして、こういった入居者の御意見を伺いながら、米子市として今後行う3棟の方針については、河崎住宅につきまして、将来的な高齢化やバリアフリーへの対応、入居者の利便性の観点から、3棟のうち、50R1、50R2についてエレベーターの設置を行うというふうに考えております。既に入居されている方につきましては、どうしてもエレベーターつきの棟はいやだという方がもしおられました場合には、他の棟への移動、他の棟へ移っていただくとか、そういった方策も併せまして、引き続き説明し入居者の理解を得たいというふうに考えおります。なお、49R2につきましては、エレベーター設置後の居住面積の減少があることや家賃が上昇すること、設置に反対する居住者の状況を考慮いたしまして、その3棟の中で一番規模が小さいということもありまして、エレベーターの設置は行わないという方針にしております。説明は以上です。

**○今城委員長** 当局からの報告は終わりました。委員の皆様への質疑、御意見を求めます。前原委員。

**○前原委員** ちょっと教えてください。以前見たような気がするんですけど、エレベーターがあった場合の家賃とない場合の家賃というのが比較できなくて、この資料では分からないんですけど、大体どのぐらい、所得によって変わってくることは分かっているんですけども、世帯によっても変わってくるんですけども、どのぐらいの目安でしたでしょうか。この資料にはないので。

**○今城委員長** 池口住宅政策課長。

**○池口住宅政策課長** 現家賃の1.6倍ぐらいになります。

**○今城委員長** 前原委員。

**○前原委員** 分かりました。ありがとうございます。

**○今城委員長** ほかにはございませんか。

岡村委員。

○**岡村委員** 家賃が1.6倍程度、エレベーターがついた場合は引き上がるといったことで、なかなかエレベーターをつけてほしいけども、なかなか難しいなと考えられるケースもあるんじゃないかなというふうにお聞きしました。先ほど触れられたんですけども、例えば、50R1とか50R2の方は、エレベーターを設置されるということで、そういった現在その棟に住んでおられる方で、私は家賃が上がるくらいだったらエレベーターはいらんわというふうな方で、希望されれば、例えば49R2に代わることができるというふうに考えていいのか、そこら辺についてどうでしょうか。

○**今城委員長** 池口住宅政策課長。

○**池口住宅政策課長** 岡村委員のほうからありましたけども、どうしても家賃が引き上がることによって、エレベーターつきの住宅に希望されないという方がもしおられましたら、エレベーターつきではない、例えば49R2に移っていただくということも考えております。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。

中田委員。

○**中田委員** 裏面の方針のところ、他の棟や他の住宅への転居とか移動ということも併せて、実際、見込みとしてはどのぐらい、移動量が確保できるんですか。

○**今城委員長** 池口住宅政策課長。

○**池口住宅政策課長** 49R2の修繕が終わった後に、50R1、50R2の方のために、一応、いちいち募集を出さずに希望を取ろうかと思っておりますので、どうしても他の住宅に移りたいという方については、また希望を取らしていただいて調整をしていきたいというふうに考えております。

○**今城委員長** 中田委員。

○**中田委員** 希望を取るということで、実数への対応ということなんですけども、実際、転居とか移動が、前もそういう話が今後必要じゃないかという話が議会のほうでもあったんですけど、受け皿としての移動可能量というのはある一定程度以上あるわけですか。

○**今城委員長** 池口住宅政策課長。

○**池口住宅政策課長** 長寿命化のために49R2棟も一定程度空いていますので、また47Rとか49R1にもし空き室が出たときには、そちらのほうに入っていただくという方法も考えておりますので、現に入居者の方の意見を聞きながら、調整を図っていきたいというふうに考えております。

○**今城委員長** 中田委員。

○**中田委員** これは前も話が出たように、要は今回、建て替えに伴ってということで、これは一体のものになってくると思うんですけども、家賃の上昇の問題とか、例えば、エレベーターをつけることによって、結局、改良というのはコストが高くなっていくというか、要は高くつくわけですから、低層階に住む人とか、低層階じゃないと駄目な人とか、あるいは高層階でもいい人とか、そういった部分というのはいま調整して、例えば寄せて来ようと思ったら、移動先がきちっと確保できるかどうかというのは、非常に大事なところじゃないかと思っていまして、さっき1.6倍という家賃上昇の話があったんですけど、率でいうと非常に分かりにくい。金額でどれぐらいの金額が上昇するのかというのが、人

の所得によってはものすごく重たかったり、たいしたことがなかったりすると思うんですけど、こういう1.6というよりは、何千円とか、1万円と言われたほうがぴんとくるんですね。それがその人の所得に対してどのくらいの影響があるのかということを考えてみると、そこは移動先というのが非常に重要な要素じゃないかと思うんですね。そこら辺は方針的にはっきりさせていくということが必要ではないかと思うんですけどいかがですか。

**○今城委員長** 池口住宅政策課長。

**○池口住宅政策課長** 先ほど家賃の引上げ額が1.6倍と回答させていただきましたけども、大体階層が当然、家賃は収入によって違うんですけども、一番低い方で大体5,000から6,000円ぐらい上がるような格好になります。先ほど家賃が上がるということ、エレベーターを希望されない方については、当然、河崎住宅にそのまま住みたいという方ということでしたら、何とか中で調整をさせていただく、例えば、エレベーターがついても反対はしているけど、そのまま住まれるという方も当然おられると思いますので、そういった方についてもやっぱり中できちんとお話を聞かせていただいて、調整を図っていきたいというふうに考えております。

**○今城委員長** ほかにはございませんか。ないようですので本件については終了いたします。

次に、指定管理者候補者の選定結果について（都市整備課）、当局からの報告をお願いいたします。

北村都市整備課長。

**○北村都市整備課長** そういたしますと、指定管理者候補者の選定結果について、都市整備課所管分についての報告をさせていただきます。

令和3年4月から米子市都市公園の指定管理者について、外浜区域と内浜区域につきまして、7月8日から8月14日にかけて公募した結果、内浜区域への応募者はありませんでしたが、外浜区域につきまして、平井工業株式会社と株式会社エイ・エイチ・エイの2件の応募がありました。その2件につきまして、8月28日に都市整備部において指定管理者候補者選定会議を実施し、10月5日、選定委員会に諮問し、11月2日に平井工業株式会社を優先交渉権の第1順位として認められる答申を受けました。この結果を受けまして、12月議会に上程し議決を得た後、指定管理者の指定を行う予定としております。なお、応募がありませんでした内浜区域につきましては、現在、10月4日から11月13日にかけて再公募を行っている状況であります。説明は以上です。

**○今城委員長** 当局からの報告は終わりました。委員の皆様の質疑、御意見を求めます。ないようですので本件については終了いたします。

都市経済委員会を暫時休憩します。

**午後1時52分 休憩**

**午後1時54分 再開**

**○今城委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

経済部から5件の報告がございます。

初めに米子インター周辺工業用地の分譲企業の選定結果について、当局からの報告をお願いいたします。

宮本経済戦略課企業立地推進室長。

**○宮本経済戦略課企業立地推進室長** 米子インター周辺工業用地の分譲企業の選定結果について、御報告をいたします。

本工業用地につきましては、8月の委員会で御報告をいたしましたとおり、募集対象業種を変更いたしまして、再度公募をいたしました。その結果、株式会社三協商会、三協建機株式会社、株式会社三協レンタルの3社の連名によりまして、募集いたしました4区画、全ての申込みがございました。分譲先として内定いたしました企業の情報につきましては、資料を添付いたしております。

続きまして選考の経過でございます。9月1日から同30日までの期間で公募を実施いたしまして、3社の連名によりまして、募集区画の全区画の分譲申込みがございました。申込みが1グループ、1企業グループでございましたので、分譲先としての適否につきまして、米子インター周辺工業用地企業選考委員会におきまして、審査をいたしまして、適している旨の判断をし分譲先に決定をいたしました。選考委員会の委員長は副市長、委員は、総合政策部長、経済部長、都市整備部長、下水道部長、農林水産振興局長、農業委員会事務局長となっております。

今後のスケジュールでございますが、今週中には仮契約を締結する予定となっております。続いて12月の議会におきまして、財産処分の議案を上程させていただく予定となっております。

次ページ以降は、申込みがございました企業と米子インター周辺工業用地の概要の資料でございます。下のほう、投資計画でございますように、投資見込額は土地代を含めまして、11億1,362万4,000円、雇用につきましては、3社で25人の増員を予定しているとのことでございます。着工の予定は令和4年3月、操業開始は同10月からとなっております。報告は以上でございます。

**○今城委員長** 当局からの報告が終わりました。委員の皆様への質疑、御意見を求めます。ないようですので、本件については終了いたします。

次に、第2回鳥取県・米子市新体育館整備検討委員会の検討状況について、当局からの報告をお願いいたします。

深田スポーツ振興課長。

**○深田スポーツ振興課長** それではお手元のほうに、A4、3ページ物の第2回鳥取県・米子市新体育館整備検討委員会の検討状況についてという資料をお配りしておりますので、御覧ください。

鳥取県と米子市において協力して整備することを検討しております新体育館に関しまして、求められる機能などについて意見を伺うために、利用者ですとか、有識者、地元自治会等により組織されました鳥取県・米子市新体育館整備検討委員会の第2回目の会議を開催いたしました。日時、場所については、記載のとおりでございます。議題といたしましたのは、鳥取県・米子市新体育館整備に係る基本的な考え方の（案）ということについて、話し合われました。出席者、また事務局については、そちらに記載のとおりでございます。なお、傍聴者の方は10名おられました。検討委員会の内容についてでございますが、そちらに記載しておりますような、新体育館の整備の趣旨ですとか、基本コンセプトについて新体育館の整備に係る基本的な考え方の案について、事務局から委員の皆様へ御説明いたしました。

はぐっていただいて2ページ目を御覧ください。事務局の基本的な考え方の説明に対しまして、委員の皆様からは、駐車場についてですとか、障がい者の施設利用についてなど、記載しておりますような御意見、御質問があったところがございます。委員の皆様からは、このような御意見があったところがございますが、新体育館整備に関する基本的な考え方につきましては、異論がなかったところがございます。説明した方向性で基本計画案を作成していくこととなったところがございます。なお、今後の予定についてでございますが、令和2年の11月に基本計画の策定支援業務の委託契約を締結いたしまして、体育館の敷地全体の構成ですとか、概算事業費の試算を行ってまいります。また、来年、令和3年1月をめどに第3回の検討委員会を開催いたしまして、その支援業務の成果を踏まえた基本計画案を御提示し、委員の皆様との意見交換をしていただく予定としております。

また、令和3年の2月から3月にかけて、固まりました基本計画の案を県・米子市の議会に報告していきたいと考えております。なお、参考といたしまして、10月21日の検討委員会で委員の皆様にお配りした資料も添付させていただいておりますので、そちらのほうも御覧ください。説明は以上となります。

**○今城委員長** 当局からの報告は終わりました。委員の皆様への質疑、御意見を求めます。前原委員。

**○前原委員** 9月の予算委員会の中で、私のほうで災害時における避難所としての役割ということで、見ると基本的な考え方の中に入っているんですけども、専門家の意見とか、そういった方、第一人者のほうに見ていただいたということはあるんでしょうか。

**○今城委員長** 深田スポーツ振興課長。

**○深田スポーツ振興課長** 前原委員のお尋ねになった件でございますが、新体育館の基本的な考え方ということで、コンセプトのほうに安心・安全なまちづくりに貢献する施設ということで、それを掲げさせていただいております。委員の中には、そういった防災に係る専門の方等おられませんので、この委員会の中での議論はなかったんですが、まず市の内部の防災部門であります防災安全課、それと一緒に防災計画を作っております県のほう、そういったところに今後必要な機能について、意見をお伺いしてまいりたいと思っております。

**○今城委員長** 前原委員。

**○前原委員** ちょっと非常に危険性を感じるんですが、私が言っているのは、新しい施設を造るわけですので、いろんな最新の知見があると思うんです。そういうものを取り入れるためには、既存のものにとらわれずに、ほんとに最新のものを求めていくということは、もちろん予算がかかることなので、やれということではなくて、可能性というのを突き詰めていかなければいけないと思うんです。防災拠点になるはずですので、やはり、もうちょっと広く情報を集めていただきたいと思うんです。この辺についてどうお考えでしょうか。

**○今城委員長** 深田スポーツ振興課長。

**○深田スポーツ振興課長** 具体的な最新の防災の機能についてでございますが、いずれにいたしましても、市のほうからこういったコンセプトを提示いたしまして、今後の事業者からの提案によってはっきり決まってくるものではないかと思っております。ただ、そういった中で、9月議会のほうで前原委員からも御提示のありましたああいった機能を例示して挙

げていくということは可能ではないかと思っております。

○**今城委員長** 前原委員。

○**前原委員** 私が質問したときは2年前ぐらいのあれは情報だったものですから、それでもまだ古いと思うんです。でも、御存じじゃなかったことはたくさんあったと思うんです。やはり、県とか市、県もそうなんですけども、最新のものを取り入れていくという形をまず情報として取り入れていって、可能性、市民の安全を守るためにどのようなことができるかということを考えていかなければいけない。おぎなりの物をつくられても困るので、その件に関して、せめて情報収集に関してもう少し積極的にやっていただきたいなと思っております。確かにスポーツの施設なんですけども、いざというときは避難所となる、中心的な避難所となるわけです。その辺をちょっともう少しまじめに考えていただきたいなと私自身は思っております。これは意見でございます。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。

岡村委員。

○**岡村委員** 考え方として、1ページの新体育館整備の趣旨のところ、県西部のスポーツ拠点として整備する、ということが書いてあるんですけども、これについてちょっとどうかなというところがあったものでお聞きしたいと思うんですけども、資料1の基本的な考え方(案)のところの2ページ目のところに、3施設の概要というところを見ますと、産業体育館のところ、利用実態というのが、体育目的が90%で、体育目的以外というのが約10%だというふうに書いてあって、ここの10%をどういうふうに見るかというふうなところがあると思うんです。産業体育館ということで、この10%というのを、私が調べたわけではないんですけども、いろいろあそこで展示とかそういうことをされていたんじゃないかというふうに思うんですね。そういったものの機能というのは、新しい体育館には備えないというふうなことでいいんでしょうか。

○**今城委員長** 深田スポーツ振興課長。

○**深田スポーツ振興課長** 産業体育館の現在の利用実態で、体育目的以外が10%あるかというお尋ねであったかと思えます。こちらの10%のほうにつきましては、岡村委員さんが言われましたとおり、展示ですとかそういった企業の見本市、そういったものであったのではないかと思います。そちらのほうにつきましては、体育館のホール等を使用していたものでございますので、また、小さい会議室、小会議室等を使用していたものもあります。ですので、この基本コンセプトということで、どういった部屋をどれだけ整備するかということは、細かい部分はこれから詰めていくところでございますが、新しく整備される計画しております新体育館でもそのような用途には利用可能ではないかと考えております。また、新体育館と並びまして既存のコンベンションセンター、そういったところも活用されていくのではないかと考えております。

○**今城委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** コンベンションとのすみ分けとかというのはあると思うんです。そういうところがあるんですけども、ただ産業体育館も含めて一体化していくというふうなところを考えた場合、それもできるようにするという事なんですけども、しかし、今、例えば、検討委員会の委員のメンバーを見ましても、そういったことについて、頭において発言されるという方というのは見当たらないというふうに思うんですけども、そういったことと



というのは、これからそういった機能も持たせるんだということであるならば、そういった人にも参画してもらおうという観点というのが必要じゃないかと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

○**今城委員長** 深田スポーツ振興課長。

○**深田スポーツ振興課長** この新しい体育館の基本計画の骨子がおおむね固まってきたところでございますので、こちらの計画をもちまして、スポーツ団体だけではなく、経済団体等、そういったところについても御意見を伺っていくように、今、計画をしております。この競技団体だけではなくて、スポーツでも入っていない団体がございますし、商工会議所の方等ですとか、コンベンションセンターのほうですとか、そういったところにも意見を伺っていこうと考えております。

○**今城委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 多額の税金を使って造り上げる新しい施設ですから、そういったことのきちんと機能が果たせるようなものにしていくといったためにも、それぞれの道に通じた方の意見をしっかりと受け止めて造り上げていただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。以上です。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。

矢倉委員。

○**矢倉委員** 駐車場の問題についてですけども、以前から駐車場の問題は出ておったと思うんですが、私は以前からこの運動公園自体を狭隘な場所に造ってしまったということがありまして、当時、東山の野球場ができたときに、当時プロ野球が来て、イチロー選手なんか来たときにも、駐車ができなくて大変困ったことがあるんですよ。どうしても場所的に駐車場を広げていくということは、極めて難しい場所であるということで、東山の駅を当時、坂野先生にお願いをして、資金もお願いをして、できたという経過があったわけです。ですから、この東山球場周辺を使うときには、主に公共交通を使っていただくという、そことの連携を強めていくということが極めて重要であろうというふうに思っているんです。それから体育館につきましては、スポーツ施設でもありますし、災害時にも使うということになると、車で逃げてくるとかということは、非常に難しいと思えます。そうなるならば、徒歩ですとか、自転車ですとか、そういうことでも使い勝手がいいようなそういうような道路とか自転車置場とかなんかも整備していく。運動公園ならではのそういう目線で取り組んでいくべきではないかと思っております。その点についてはどうでしょうか。

○**今城委員長** 深田スポーツ振興課長。

○**深田スポーツ振興課長** 今、矢倉委員がおっしゃった件、まさにそのとおりではないかと思っております。委員の方からもそのような意見がございまして、駐車場の台数を増やすことばかりではなくて、車をどうやって減らすか、そういった観点も必要ではないかと、駐車場の有料化ですとか、脱炭素社会の中で自転車や歩いてそちらへのアクセスをするような発想の転換が必要ではないかという意見もございました。そうでないと、大きい駐車場を造ったときに、混雑するピークの時と閑散期の時で大きな隔たりが出て、無駄な施設になりかねないというような御指摘もございましたので、今、矢倉委員の御指摘のほうも留意しながら計画を進めていきたいと思っております。

○**今城委員長** ほかにございませんか。ないようですので本件については終了いたします。

次に、指定管理者候補者の選定結果について（観光課）、当局からの報告をお願いいたします。

田仲観光課長補佐。

○**田仲観光課長補佐兼観光戦略担当課長補佐** そういたしますと、観光課所管の米子市観光センターにつきまして、11月2日に行われました米子市指定管理者候補者選定委員会の答申を踏まえて、指定管理者候補者を選定しましたので、報告いたします。なお、指定管理者の指定につきましては、12月定例会に関係議案を上程させていただきます。

選定結果についてでございますが、米子市観光センターにつきましては、皆生温泉旅館組合を指定管理者候補者として選定することとなりました。なお、選定方法は公募によらず、長年の業務実績や皆生温泉の観光振興に資する事業の取組等の状況から特定の法人等として同組合を選定しております。経過でございますが、本年6月に当委員会において適用方針の報告を行った後に、本課として指定管理者施設の活用方針を検討し、それに基づき皆生温泉旅館組合との協議を重ね、事業計画書を受理いたしました。10月までに事業計画書等の内容を評定いたしまして、候補者案の決定を行いました。11月2日に候補者案を選定委員会に諮問し、審議を経て11月2日に答申をいただいたところでございます。お手元の資料の2ページ、3ページが答申書、4ページには指定管理者候補者案の答申をつけております。5ページからは諮問の資料を添付しております。説明は以上でございます。

○**今城委員長** 当局からの報告は終わりました。委員の皆様の質疑、御意見を求めます。ないようですので本件については終了いたします。

次に、指定管理者候補者の選定結果について（スポーツ振興課）、当局からの報告をお願いいたします。

深田スポーツ振興課長。

○**深田スポーツ振興課長** そうしますと、お手元のほうに指定管理者候補者の選定結果について（スポーツ振興課）という資料をお配りしておりますので、御覧ください。

スポーツ振興課におきましては、その資料に記載しております2つの区分の施設について候補者を選定いたしました。

まず、米子市皆生市民プールについてでございますが、公募いたしました結果、1件の応募がございましたが、公益財団法人鳥取県スポーツ協会、一般財団法人鳥取県水泳連盟の共同企業体を候補者として選定したところでございます。また、もう1件の米子市体育施設及び米子市都市公園につきましては、こちらも公募いたしました。2件の応募があり、選考の結果、米子スポーツマネジメント共同事業体を候補者として選定したところでございます。なお、この共同事業体の構成団体につきましては、シンコースポーツ中国株式会社、株式会社イズミテクノ、株式会社チュウブ、株式会社JR西日本コミュニケーションズ山陰支店の4社でございます。なお、指定管理者の指定につきましては、関係議案を市議会の12月定例会に上程し、議決を得た上で行いたいと思っております。

また、こちらの資料には記載しておりませんが、同時に公募いたしました湊山庭球場と日野川敷運動公園、また大和公園運動広場につきましては、応募いたしました。応募者がなかった、または応募がありましたが基準の点数に達しなかったため、改めて指定管理

者の候補者を決めた上で、また御報告させていただきたいと思います。資料の2ページ目以降につきましては、同様に選定委員会の答申書ですとか、選定結果の一覧表、また評定票などを参考としてつけております。説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局からの報告は終わりました。委員の皆様の質疑、御意見を求めます。  
中田委員。

**○中田委員** 皆生市民プールのほうなんですけど、これは市民のほうからの幾つかの意見の中で、皆生のほうがどちらかというと市民プールという感じですよ。どうしても、要は水泳連盟がいいとか悪いとかの問題は分かりませんが、飛び込みでというか、お金を払って教室ではない方が利用に行った際に、シーズンによっては高い金額になるんですけども、実際のコースが自由に使える自由度が非常に限られていて、なかなか一般の方が行ったときに、泳げるところが非常に少ないという御意見をお聞きしました。時間帯とかいろいろ教室を開いている時間帯の問題もあるかもしれませんが、どうしても競技性の強いような教室とか指導とかが優先されがちだという意見をいくつか聞いておりますので、ぜひその辺については、決定以降、運営される方とそういう意見があるということを十分伝えていただいて、初めて利用される、いわゆる市民プールとして利用される方に不都合があまり生じないような配慮をしていただくようお願いしたいと思うんですけどいかがですか。

**○今城委員長** 深田スポーツ振興課長。

**○深田スポーツ振興課長** 皆生市民プールのほうなんですけども、自主事業といたしまして、多くの水泳教室を実施しております。そういった中で、一般の教室参加ではない利用者の方がどうしても使えるレーンが恐らく3レーンぐらいではないかと思うんですけども、限られてきているのではないかと思います。そういった利用状況を聞き取りながら必要なレーン数について確保するように努めてまいりたいと思います。

**○今城委員長** ほかにはございませんか。

岡村委員。

**○岡村委員** 米子市体育施設及び米子市都市公園のほうについて、お伺いしたいと思うんですけども、7ページ目に選定結果一覧表という形で、評定結果が出ているわけですけども、総合評定で5ポイントの差があったというところなんですけども、特に、内訳を見ますと施設効用の最大限の発揮といった点が2ポイント、経費の節減というのが3ポイント差がついているというところなんですけど、具体的にはどういったことが評価されたというふうに受け止めたらいいんでしょうか。

**○今城委員長** 深田スポーツ振興課長。

**○深田スポーツ振興課長** 添付しております資料の10ページ目を御覧ください。そちらのほうに米子スポーツマネジメント共同事業体の評定票をつけております。今、岡村委員のおっしゃいました大きな項目でいいますと、2番の事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであることの配点が30点のうち24点ということになっております。そのうち高い評価だったものにつきましては、大きな2番の(3)番、自主事業計画書の内容は適切か。というところで、ここが5点ついております。こちらのほうにつきまして、その共同事業体のノウハウを活用したスポーツ教室ですとかイベント、あるいは物販等の販売を事業計画の中で計画しております、その点が優れているということで評

価いたしました。また、2番の(5)番の使用者又は利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。というところについて、5点ということで評価しております。こちらのほうにつきまして、利用者の意見を反映する場といたしまして、利用者参加の施設運営協議会を設置するといった提案がございまして、そういった手法が優れているということで評価いたしました。また、その下の大きな3番、事業計画書の内容が、施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。ここは20点の配点でございますが14点としております。そのうち、高い評価といたしましたのは、(2)番の経費節減のための方策は適切か。というところなんですけれども、こちらについて、自主事業の収入ですとか、あるいは、正規職員の効果的な配置、短時間労働者の活用の見直しによる経費節減策ですとか、勤怠管理システムの導入などによる業務量の削減が図られていることを評価したものでございます。また、その2つ下の(4)番でございますが、その他の管理経費の設定に無理はないか。というところを4点としておりますが、人件費を除きました管理経費につきましても、十分に確保されていること。また、その収入を増加させるための自主事業の計画についても期待ができるということで4点という評価にしております。具体的な評価内容としてはそのような内容でございます。

**○今城委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 分かりました。大体どういったポイントで評価を得たということというのは分かったんですけども、もう1点お伺いしたいんですけども、この6ページ目のところで指定管理者候補者案という形での表の中で、5番目のところ、答申の区分、というところで、意見として、第1順位の米子スポーツマネジメント共同事業体の施設管理業務に係る職員体制について、現行並みの人員配置を行っていただくことというふうに意見が書いてあるんですけども、これはどういった意味合いを持っているのか。どういったことでこの意見として挙げられたのか、ということについてお伺いします。

**○今城委員長** 深田スポーツ振興課長。

**○深田スポーツ振興課長** 選定委員会からの答申の中で、附帯意見が付けられたものでございます。第1順位の米子スポーツマネジメント共同事業体の評価につきまして、先ほどの10ページの評定票の中で、大きな4番の(2)番に、施設の管理業務に係る職員体制は十分なものか。というところで2点という評定をつけております。これにつきまして、具体的には東山運動公園の人員配置について、現行のものより人数が少なく計画されておりました。これにつきまして、有人施設の数からして、ちょっと少ないのではないかと懸念があったもので2点としたものでございます。それにつきまして、委員のほうから、このような意見がつけられたところでございますので、その人員の配置について、提案があった予算額については変えることができませんが、人員の配置について配慮していただいて利用者の方の不便にならないようにしていただきたいということで、現在このマネジメント共同企業体のほうに協議を申し出ているところでございます。

**○今城委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** そういった人員配置は市民サービスというか、そういう提供がおろそかになるということがないようにしっかりと指導していただきたいというふうに要望しておきます。

**○今城委員長** ほかにはございませんか。ないようですので本件については終了いたしま

す。

次に、指定管理者候補者の選定結果について（文化振興課）、当局からの報告をお願いいたします。

下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** そういたしますと、文化振興課が所管しております施設の指定管理者候補者の選定結果について、報告をさせていただきます。文化振興課が所管しております施設のうち、米子市美術館が1つのくくり、米子市立山陰歴史館・米子市福市考古資料館・米子市埋蔵文化財センター、この3つの施設が1つのくくり、米子市文化ホール・米子市淀江文化センター・米子市公会堂、この3施設を1つのくくりとして、合計3つのくくりで候補者を選定したものでございます。選定方法といたしましては、公募によらず特定の法人を選定したものでございます。候補者といたしましては、一般財団法人米子市文化財団を予定しておるものでございます。そういたしますと、各くくりごとに説明させていただきます。

まず、米子市美術館につきましては、これまでの実績等々がありますけれども、長年培ってきた円滑な管理運営実績、地域や関係機関との連携、長年にわたる芸術に関する調査研究実績等を勘案して指名指定にしたものでございます。提出されました事業計画の中で、評定として評価をした部分について少し説明をさせていただきます。自主事業計画書の中に未就学時と親のためのギャラリートークとか、フレイル対策、これは今のコロナ禍の社会で問題となっております市の重点施策でもありますけれども、こういうタイムリーな取組も明記されておるといところを評価して、そういうところが評点としては点数が上がっているところでございます。それ以外は、現在の指定管理者でもありますので、評点等が大きく動いたものというはございません。ただし経費節減につきましては、ここまでの経費節減をずうっとやってきておりますけれども、そろそろ限界がやってきておるかなと思っております。なかなか大幅な経費節減というふうなものにはなっておりませんが、努力の跡は見られたということでございます。

そういたしますと、続きまして、山陰歴史館について説明をさせていただきます。山陰歴史館・福市考古資料館・埋蔵文化財センター、この3施設を一括して指定管理者を来年の4月から考えておるものでございます。山陰歴史館は、平成23年度から10年間、指定管理者としてやっております。福市考古資料館と埋蔵文化財センターは、セットで平成28年から5年間として、今回併せて新たに5年のものとして、3施設を一体として指定管理者制度を適用するものでございます。この3施設を1つにすることで、スタッフに豊富な人材を抱えておりますけれども、それを効果的にかつ効率的に有効活用ができるのではないかと考えております。例えば、今現在、歴史館で開催しておりますけれども、たとえと刀剣展なんかは、いわゆる埋蔵文化財センターのスタッフと歴史館のスタッフがコラボしてやっておりますけれども、そういうのを本格的にトータルでやっていけるように考えてセットで出しております。それと、経費的なものの御説明ですけれども、山陰歴史館につきましては、現在の館長が無給になっております。これは就任されるときに、有給だと就任しないぞと、無給だからやるぞというようなお言葉をいただいておりますが、今、無給で務めていただいておりますが、来年の4月からは埋文センターと福市考古資料館と歴史館、3館で館長兼務して、新たな人材を持ってこようかと考えておられますので、そ

れで有給の経費が出ております。学芸員につきまして、山陰歴史館につきましては、今、2名の学芸員を配置しておりますけれども、そのうち1名につきましては、いわゆる指定管理費用からの人件費の支弁がなされておられません。山陰歴史館は指定管理を10年間を受けておりますけれども、その中でどうしても業務量が増大になっております。例えば、来館者がここ5年で1万人から2万人になったとか、そういう対応で業務が非常に膨大になっておりますので、やむなく学芸員を増員して配置をしております。しかし、それにつきましては、指定管理料の増額を行わずに、いわゆる米子市文化財団の自助努力というか、事務的経費というか、事務局のお金のほうから来ておりますので、それをきちっとした人的な対応も行おうというふうなことを考えております。特に、前回の委員会でも説明をさせていただきましたが、文化財保存活用地域計画というのを今、策定をしておるところでございます。向こう3か年で策定いたしますけれども、いわゆる文化財の保存活用、市でいうと総合計画に当たるものですが、これにつきましては、歴史館と埋蔵文化財センターのいわゆる実働組織としての力が必ず必要になってきます。これは行政ではよくある話ですが、計画だけ作って、その後、安心してしまって何もできないというふうなことにならないためにも、計画を作った後も、あとからがスタートラインだと思っております。そういうふうな物についても、この埋蔵文化財センターと山陰歴史館の力を借りて、今後文化財の保存活用を図っていくというのは、喫緊の課題となっておりますので、そういうふうなことも踏まえながら、人的な対応をきちっと厚くしていくということで経費的にその部分が増えておるものがございます。

米子市文化ホールと米子市淀江文化センター、通称さなめホールですが、それと米子市公会堂、これにつきましても、特定の法人を選定しております。米子市文化財団を指定しておりますが、これまでも本市の文化施設の管理運営とか、自主事業の企画運営など、非常ににぎわい創出、他団体との連携、利用者に寄り添った施設運営など、これまでの実績を踏まえて指名指定したものでございますが、特に、自主事業につきましては、施設の前庭とか、そういうふうなものを活用した事業展開とか、淀江のエリアの連携事業をもっと積極的に行うというふうな提案になっておりますので、こういうところを評価して評定もつけておるものがございます。

こうして、3つの部類に分けた指定を行って、先ほどから説明がありますが、議案を12月定例会に上程し議決をいただいた上で、指定になるという予定としております。説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局からの報告は終わりました。委員の皆様への質疑、御意見を求めます。  
中田委員。

**○中田委員** まず美術館のほうなんですけど、可もなく不可もなく、全部真ん中のところに評定の丸がついていて、自主事業計画の内容が適切かどうかということだけが、一つ高いランクの評価がされておることなんですけど、確かに美術館の今までのいろんな企画展とか見ていると、近年すごくたくさんのお客様があるような企画展も十分目立って見えてきていますし、それなりにいい形に一見見えるんですけど、一方で、私、調査で一遍見させてもらったことがあるんですけど、美術館の収蔵の中には結構優れた収蔵もあるんですよ。ところが、言ってみれば米子市が保有しているお宝があるのに、その常設がほとんどない。やっぱり安定してきたときに、見ていただくべきといったらおかしいです

けど、ぜひ見ていただきたい価値あるものも収蔵されているんですよね。そういったものが日の目を見る機会がほとんどないです。やっぱりそこら辺は、安定的に、例えば米子に知り合いが来られたときにぜひ、見てもらいたいというようなこととか、ポッと来たときにでも、あそこに行ったらあれがあるとかが、という常設性がもう少し強化されていてもいいのではないかと。収蔵庫の中にずうっとあってもあまり意味がないというか。近年は収蔵を持たない美術館もある中で、米子市は収蔵を持っているわけですから、逆に収蔵にあるお宝については、日の目を見させるのが私は基本ではないかと思うんですけどいかがでしょうか。

○**今城委員長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 委員の御指摘は非常に重たいものだと考えております。先だっけの新聞にも出ておりましたけれども、収蔵スペースがないというのも一つネックではありますけれども、せっかく収蔵しているものを来館者の方に見ていただくというか、なかなかそういう機会が、収蔵の展示を年間何回かはやっておりますけれども、通しでやっているというところがまだできておりません。これにつきましては、確かに美術館が設立された経緯もあります。ギャラリー的な要素も含めた美術館ということもありますので、なかなか貸館のほうに力を注がざるを得ないという面もあるんですけども、せっかくかなりの点数が今、収蔵になっておりますので、できるだけ常設展というか、収蔵のいいものを展示していくというのも必要なことかと思っておりますので、関係者と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

○**今城委員長** 中田委員。

○**中田委員** リニューアルというか改修するとき、特別展示室みたいにちょっとグレードも逆に上げてちゃんとした管理下の中で優れたものも展示できるようにもしましたし、一方で確かに課長が言われるように、市民ギャラリー的な部分の位置づけというの、これまでお金をこれ以上使わないときには、市民ギャラリーの理屈で語られて、いいものをやろうやと言ったときには、ちゃんとしなないといけんじゃないかみたいのところもあったんですけど、ここ数年のところでは、結構、持っているものとか、あるいはこの圏域の中で保有しているものとかを展示したことによって、非常に高評価も受けている部分もあるので、今コロナ禍で様々な狂いが生じてはいますが、安定的にリピーターが来るようなベースとしても美術館というのは価値ある資産というか、意味ある施設だと思っておりますので、そこら辺はぜひ、常設化をうまく企画展と組み合わせていただいて運営してもらような方向性は、指定管理者と今後はいろいろ話し合って協議していただきたいと思っております。

それからもう1点は、歴史館のほうなんですけど、歴史館のほうは行く行くはどういう扱いになるか分からない施設という不安要素というか、不確定要素があるんですけど、私が一番感じているのは、資料の、要は整理調査研究の作業が進んでいないんじゃないかと思うんですよ。あれまたどっかに施設の運用がはっきりしてきたら、やれ移動だとか、じゃあどうするんだという話が出てくると思うんですけど、残念ながら市の職員でこういった歴史や文化財や歴史的なことを専門職としてスタッフを抱える時代ではないので、となると、やっぱりこういったところを事業団みたいところを育てていって、体制を整えるしか現実にはないじゃないですか。そうなってくると、やっぱりそこら辺もきちんと視野に入れた体制が業務として整うようなものがないと、通常の展示の対応だけでも私は十分では

ないと思っているんですけど、場合によっては、ほんとにいいものを見てもらうんだったら、300円じゃなくてもいいんじゃないかなと気がするぐらいと思っているんですけど、やっぱりそこら辺の体制も不十分なんですけど、一番気になるのは、やっぱりあそこにごくある資料整理、資料研究が進んでいないというところが、やっぱり今後、あの施設をどう使うかのところに、ほんとに間に合うんだらうかという懸念があるんですけどいかがですか。

**○今城委員長** 下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 委員のおっしゃる指摘はごもっともだと思います。歴史館でも10万点以上の収蔵品が今ありますが、きちっと整理がついているものがそのうちの7万点程度だろうと思います。収蔵している資料自体も研究者の御意見を伺ったりということが必要なものが後回しになっております。そういうふうなものが、今、高齢化とかいろいろ研究者の方も非常に減ってきておりますので、今を逃すともうそういうことが全くできなくなってしまいます。歴史の資料というのは、どこからいつの時代にどう出たものかというのが非常に大事なことなんですけど、それさえも聞き取りができないような状況になっておりますので、今のうちに人的な手当、そのために埋蔵文化財センター、福市、歴史館という、3館セットで人の融通もしやすくして、そういうふうな、特に、今ある蓄積された資料の整理というか、そういうふうなものをきちっとやっていく必要があるかと思って、今回、指定管理をこういう組合せにしたんですけれども、喫緊の課題だと思っておりますので、人材育成も含めながら、指定管理者と共同しながらやっていきたいと思っております。

**○今城委員長** 中田委員。

**○中田委員** あんまり長々はあれですけど、特に米子のまちの歴史の資料は中世の資料がほとんどというか、あまり十分ではない状況の中で、私は時期を失すると、逃してしまうと、今、地域史というか郷土の歴史研究される方も、さっき課長が言われたように、かなり高齢化していたりとか、あるいはなかなか今、学校の先生たちの中やそれに続く地域史の研究家の人は、私はあまりたくさんいるとは見えていないんです。そうなってくると、今例えば、80代、90代の人たちの頭の中に残っているものを早急に活用しながら、資料整理をしたり研究を急がなければならないような非常に限られた時間帯に我々はいらんじゃないかと思えます。そうすると、この時期にほんとに体制を整えてやっていかないと、ますます十分な活用すらもできなくなるというか、所蔵物に対して説明ができなくなる。というようなことは私はあり得ると思っております、ぜひその辺については、今後の指定管理料で出してしまうわけですけども、市のほうも、どういう山陰歴史館の使い方をスライドしていくのか、段階的にスライドするのかというところに、その辺のことはやっぱり頭に入れておいていただいて、資料研究、資料整理のところはぜひ並行して進めていただくように、これは要望しておきたいと思えます。

**○今城委員長** ほかにはございませんか。

矢倉委員。

**○矢倉委員** 関連もあると思うんですけども、この事業団にまた引き継ぐということは、致し方ないのかなと思うんですけども、これはマンネリ化していく可能性が私はあると思っております。そのためには、国でも今、学術会議の問題が出ているけども、文化的な問題



についてはなかなか見えにくい。どうしてもよどむ傾向があると思うんです。そういう中では、事業団の中の人事ですとか、人材育成というものを活発に行っていないと、マンネリ化していくおそれがあるというように私も思っているんです。それについては、人事とかがマンネリ化しないようにということは、取り組んでおられますか。

○**今城委員長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 委員の御指摘ごもっともだと思います。以前は、この財団のほうも限られた人材しか採用できておられなかったんですが、近年は、いろんな資格を持った、特に学芸員とかそういう人間も増えてきております。そうすると、ただ単に歴史館だけとか、美術館だけとか、というふうなことではなしに、組織全体での人事交流というか、人事異動を行いながら人材育成、視野を広げたりということも、行ってきておりますので、そういうふうなものももうちょっと活発に、まだまだ活発化しながら、マンネリ化を防いでいくのと、あとこういう文化施設、委員おっしゃったように見えにくいとおっしゃいました。確かにそうでございます。ですので、外部の有識者なり外部の委員さんを取り込んだモニタリングの制度というの今あります。そういうふうなものもきちっと活用しながら適切な管理運営に努めてまいりたいと思っております。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。ないようですので、以上で全ての報告案件を終わりたいと思います。

それでは最後に、資料として、下水道の諸課題に関する調査項目を皆様から提出いただきましたものをお手元に配付をさせていただいております。このように集約をさせていただきましたこの調査項目を当局に伝えまして、1月の休会中の都市経済委員会以降において、調査をしていきたいというふうに思っておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**今城委員長** よろしいでしょうか。それでは、そのように決定させていただきたいと思っております。

以上で都市経済委員会を閉会いたします。

**午後2時47分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 今 城 雅 子